

## 平成 30 年度自主防災会長初任者研修会 次第

日時：平成 31 年 3 月 17 日（日曜日）

（第 1 部）午前 9 時 30 分から午前 11 時 50 分まで

（第 2 部）午後 1 時 30 分から午後 3 時 50 分まで

会場：長岡市消防本部 4 階 研修室

### 1 開会挨拶

### 2 自主防災活動に関する基礎講習（60 分）

テーマ：「自主防災活動を進める上での基礎知識」

講師：中越市民防災安全士会 会長 岸 和義

～休憩～

### 3 ワークショップ（60 分）

テーマ：「次年度の自主防災活動で実践したいこと」

コーディネーター：(公社)中越防災安全推進機構 河内 毅

### 4 閉会挨拶

# 長岡市 自主防災会会長初任者研修会

## (1) 自主防災活動を進める上での基礎知識

- 1、イントロ「大災害の振り返り」
- 2、自主防災会の必要性（共助、高齢化、自然災害）
- 3、「防災よるず相談」から見える長岡の防災会の課題
  - ・避難訓練を考察し、深掘りする
  - ・避難訓練以外の選択肢
  - ・防災のための名簿の整備
  - ・活性化のためのいくつかの基本
- 4、質疑応答

## (2) ワークショップ「次年度の自主防災活動で実践したいこと」

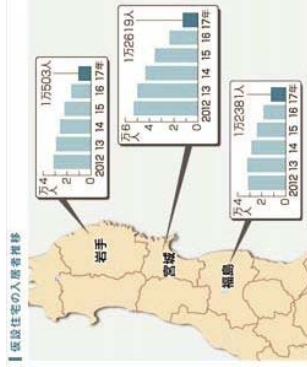
平成31年3月17日 長岡市消防本部 4F研修室

1

# 大災害の振り返り② 東日本大震災

- 2011年3月11日14時46分
- 地震の規模はM9.0
- 最大震度 7
- 死者15,897名（2019.3月警察調べ）
- 行方不明者 2,533名（同上）
- 全壊家屋 12万棟以上
- 半壊家屋 27万棟以上
- 二次災害として

- 津波
- 原発からの放射線漏洩
- 死者の大半は津波に依る溺死



### 復興の遅れ

8年が経過し、原発関係での避難解除は進んでいるが、解除された第一原発周辺の3つの町では40歳以下の半数以上は「帰還しない」と決めている。

溺死が多く、避難訓練の重要さが認識された

3

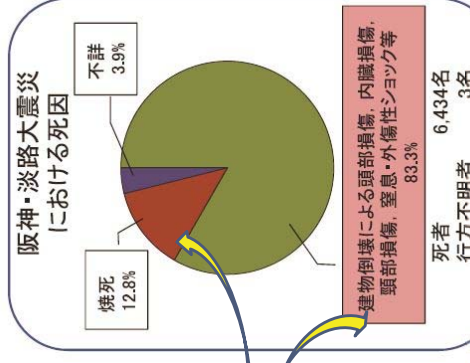
# 大災害の振り返り① 阪神・淡路大震災

- 1995年(H7年)1月17日 5時46分
- 地震の規模は M7.3
- 最大震度 7
- 死者 6,434名
- 全壊家屋104,906 棟
- 半壊家屋144,274 棟

- 二次災害 火災による焼死

- 冬の早朝という事もあり、自宅で倒壊家屋により**圧死した住民多い。**

- 昭和56年改訂の建築基準法適用以前の建築物による倒壊・圧死が多く、耐震性を重視するきっかけとなった。



圧死する人が多く、家の強度の大きさが課題に

2

# 大災害の振り返り③ 中越地震

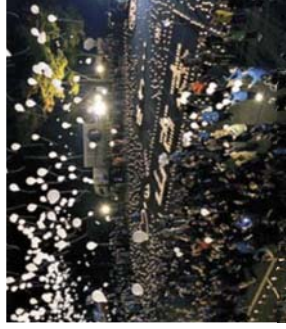
- 平成16年10月23日午後5時56分発生
- 震央 新潟県
- 規模 マグニチュード6.8
- 最大震度 震度7
- 震度5以上の余震18回
- 死者 68名

- 全村避難～中山間地の復興
- 牛や蹄鯉の救助
- 豪雨、地震、豪雪、エコノミー症候群



### 復興すれど

- ◆ 山古志村の人口は災害発生時の2167名が現在(H31年3月)では968名に。
- ◆ ボランティア、NPO、支援員など外部からの若者で一部の活性化は見られるが、災害前からの過疎化の流れを変える事は容易ではない。



全村避難でコミュニティの大きさが再認識

4

災害により備えが違ってくるが・・・



いざという時の、「助け合う仕組み」と継続性が大切になってきます。 5

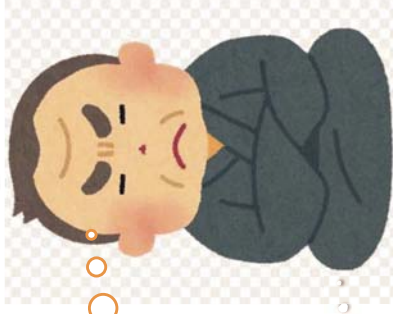
## 今は自主防災会が必要です

少し前までは自主防災会は殆どありませんでしたが

- ① 自助、共助の理解
  - ・大きな災害では自衛隊や消防は救助に来れない
- ② 独居老人、要介護者の増加
  - ・現在進行形で「助けを要する人」が増加
- ③ むかしと違う自然
  - ・増えているゲリラ豪雨、巨大台風

7

## 防災会なんぞいらねえや



ジタバタ  
すんない



## 自助、共助の必要性とは？

大きな災害になれば消防や自衛隊も駆けつけられない。

生き埋めや閉じ込められた際の救助  
 (出典 日本火災学会(室崎益輝執事部分):1995年兵庫県  
 南部地震における火災に関する調査報告書)

誰が	%	自助・公助 共助の別
自力で	34.9%	自助 66.8%
家族に	31.9%	
友人・隣人に	28.1%	共助 30.7%
通行人に	2.6%	
救助隊に	1.7%	公助 1.7%
その他	0.9%	

阪神・淡路の際に  
命を救ったのは家  
族だったというケ-  
スが7割近かった。

地域の支え合い  
= 自主防災会活動

8

# 倒壊家屋からの救出



# 老々介護、老々支援

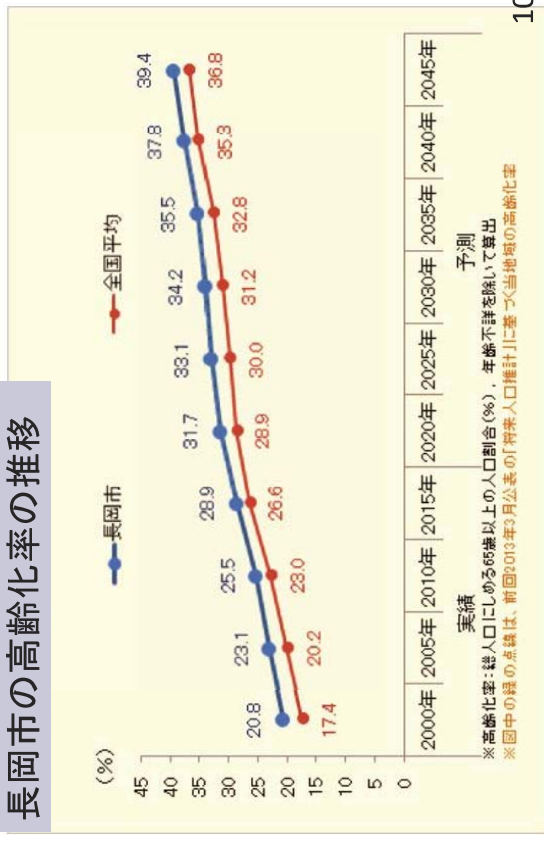
- ◆この避けられない課題には“地域での支援”が重要。
- ◆これからのまちづくりは老人の安心作りを基本に



# 高齢化対応とは

今後は**在宅介護**が増加⇒地域への依存増加

## 長岡市の高齢化率の推移

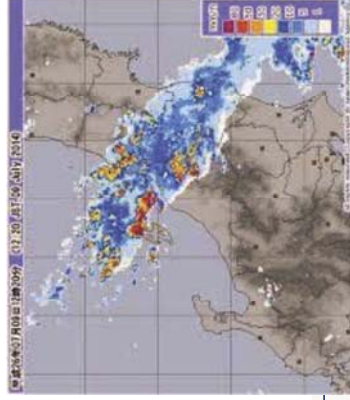


# 自然災害の激甚化

温暖化はうそだ!



# ゲリラ豪雨もあたりまえに



2017年の7月4日 10時30分～5時30分までの観測結果 (0.375 mm/h)

長岡は29年7月4日に避難勧告が出る豪雨に見舞われた。また7月18日にも避難勧告発令。「記録的短時間大雨情報」も。



13

# 自主防災会と災害対策基本法

世代	災害出来事	自主防災会関連変化点
昭和36年 基本法制定	昭和34年の伊勢湾台風を契機に災害対策基本法成立に向かう。	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害基本計画で「<b>自主防災組織</b>」という言葉が初めて使われる。</li> </ul>
昭和50年代	昭和53年の宮城県沖地震 昭和57年の長崎水害	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;<b>自主防災組織の結成促進</b>&gt;</li> <li>自主防災会結成が進み、防災器材の財政助成環境が整った。</li> </ul>
平成7年 ～22年	平成7年 阪神・淡路大震災	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;地域防災力の重要性再認識&gt;</li> <li>・<b>自主防組織育成が行政の責務に。</b></li> <li>・ボランティアに配慮した防災活動言及。</li> </ul>
平成23年 以降	平成23年 東日本大震災	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;避難時に支援を要する者への配慮&gt;</li> <li>・避難行動要支援者<b>名簿作成</b>と活用</li> </ul>

自然災害の激甚化、ゲリラ化で、従来よりも「自主防災会」への依存度が高まっている。

# 自主防災会って？

自主防災会の事については**災害対策基本法**の総則第5条に……市町村長は各種団体（消防機関など）に加えて「**住民の意思に基づき自発的な防災組織の充実を図り**…」とあくまでも「住民による自発的な組織、活動」が期待されています。だから「自主……」となっています。

しかし、阪神・淡路大震災までは防災の主体は行政であったことや、昨今の高齢化、核家族化などで「**自主的な組織化**」は**困難**で、行政が何らかの関わりを持ちその組織化率の維持向上を図っているのが現実。

行政（市役所）は自主防災会が機能するように、様々な支援や指導をしています。



14

# 全国の自主防災会組織率

新潟県	85.2%
新潟市	81.4%
小千谷市	100%
長岡市	92.1%

(30.4.1時点)

全国の組織率は  
83.2% (H30)  
H25年時は77.9%

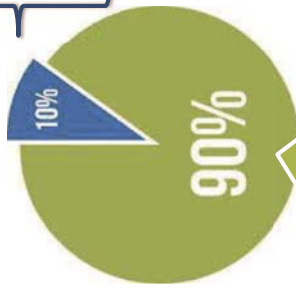
沖縄：29.9%  
兵庫：97.5%  
愛知：86.6%

地域間で差がみられる。  
(H30.4.1時点)

調査によれば、仮に組織率が80%であっても、訓練などへの参加率は45%であり、更に各人が「自主防災組織に加入している」との「**自覚**」率は9%というレポートあり。従って、**これらの数字で安心はできない。**

# なぜ自主防災会が無いのか？

- 防災役員のなり手がいなく組織ができない
- 町内会で防災やっているので不要だ
- 組織の作り方がわからないの放置している



報償金制度あるのに  
もったいない

とりえず組織はある  
困りごと相談下さい

# 防災活動よろず相談の紹介

No.	月日	来訪者
1	4月23日	川崎連合会
2	4月25日	千歳団地
3	4月26日	下巻町
4	"	下巻町
5	5月2日	大島本町3丁目
6	5月9日	水通町4丁目
7	5月10日	榑山町
8	5月23日	花園3丁目
9	5月31日	西蔵王1丁目
10	6月2日	大島新町5丁目
11	6月13日	花園裏1丁目
12	6月21日	藤沢町内会
13	7月5日	五番田
14	7月20日	大島本町2丁目
16	9月5日	塚新町1丁目
17	9月6日	大島新町2丁目
18	"	中津町内会
19	9月27日	川崎1丁目町内会
20	10月3日	悠久町
21	11月6日	新築台5丁目自主防災会
22	11月14日	藤沢町内会(サロシ藤沢)
23	12月7日	川崎南町内会
24	2月14日	下巻自主防災会&上川西連合防災会
25	2月27日	大島新町4丁目町内会
26	3月1日	寺治竹森自主防災会

平成30年度に行われた  
自主防災会・町内会の  
よろず相談 26件



※ その他にも小学校や保育園等の相談にも乗っています。

# 相談内容を整理すると (29年度分)

No.	相談内容	度数
1	今年の防災訓練メニュー相談	8
2	防災講話の依頼	4
3	防災会立上げ相談	3
4	防災活動や訓練へアドバイス	3
5	町内名簿整備相談	2
6	防災会運営全般相談	2
7	その他	5

# 今日の検討テーマ

No.	相談内容
1	今年の防災訓練メニュー
2	防災講話の依頼
3	防災会立上げ相談
4	防災活動へのアドバイス
5	町内名簿整備相談
6	防災会運営全般相談
7	その他

1、防災活動、何をすればいいのか  
 ・最も実施割合の高い「避難訓練」を考察する

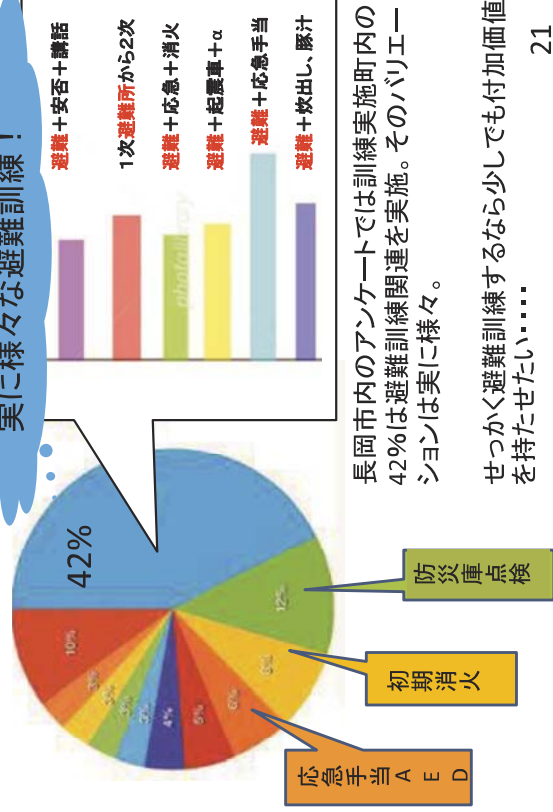
2、避難訓練以外の選択肢としては？  
 ・応急手当  
 ・災害食  
 ・防災ゲーム

3、防災の為に名簿の整備の進め方  
 ・誤解のある「個人情報保護法」のとらえかた

4、自主防災会の運営全般  
 ・運営の基本、活動のコツなど紹介

# 防災活動、何をしたら良いか？

実に様々な避難訓練！



長岡市内のアンケートでは訓練実施実施町内の42%は避難訓練関連を実施。そのパリエーションは実に様々。

せつかく避難訓練するのなら少しでも付加価値を持たせたいい……

## 公園に移動だけでは……



# 様々な避難訓練と基本の確認

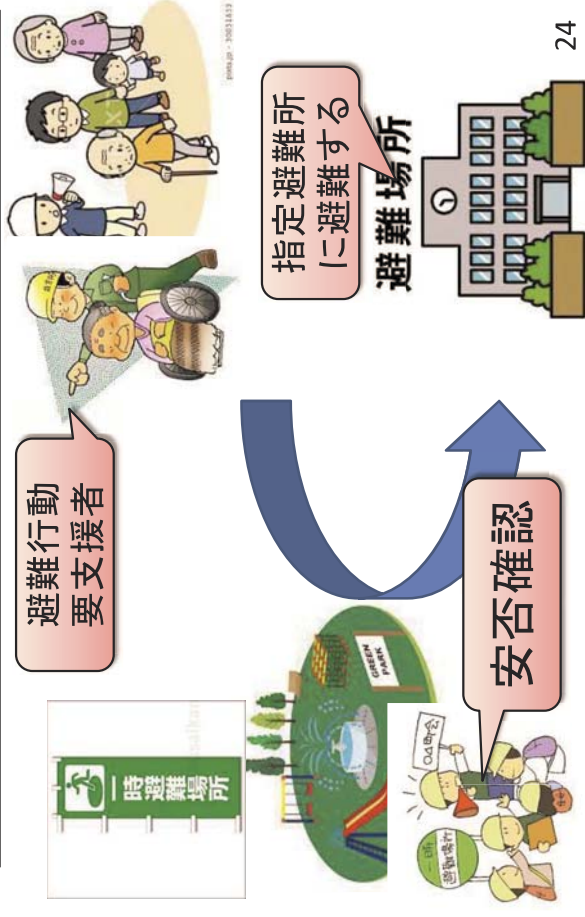
長岡の自主防災会だけでもこれだけ多くの種類の避難訓練が！

- ① 避難所に移動 ⇒ 安否確認 ⇒ 防災講話
  - ② 避難所に移動 ⇒ 消火訓練 ⇒ 応急手当 ⇒ 初期消火
  - ③ 避難所に移動 ⇒ 応急手当 ⇒ 炊出し ⇒ 初期消火
  - ④ 避難所に移動 ⇒ 災害食/豚汁 ⇒ 安否確認 ⇒ 初期消火
  - ⑤ 避難所に移動 ⇒ 安否確認 ⇒ 応急手当 ⇒ 初期消火
  - ⑥ 避難所に移動 ⇒ 安否確認 ⇒ 炊出し ⇒ 初期消火
  - ⑦ 避難所に移動 ⇒ 安否確認 ⇒ 初期消火 ⇒ 防災機器点検
  - ⑧ 避難所に移動 ⇒ 安否確認 ⇒ 初期消火 ⇒ 炊出し ⇒ 起震車 + 起震車
  - ⑨ 避難所に移動 ⇒ 安否確認 ⇒ 初期消火 ⇒ 起震車 + 起震車 ⇒ 起震車 + 要支援者搬送
  - ⑩ 避難所に移動 ⇒ 安否確認 ⇒ 初期消火 ⇒ 起震車 + 起震車 ⇒ 起震車 + 要支援者搬送
  - ⑪ 避難所に移動 ⇒ 安否確認 ⇒ 初期消火 ⇒ 起震車 + 起震車 ⇒ 起震車 + 要支援者搬送
  - ⑫ 避難所に移動 ⇒ 安否確認 ⇒ 初期消火 ⇒ 起震車 + 起震車 ⇒ 起震車 + 要支援者搬送
- (13) 連合防災会の避難訓練に一部の住民が参加  
 (14) 一時避難所(公園)から一次避難所(学校)に移動する

避難訓練の基本：

災害で危機が迫るとき、住民全員を安全な所に誘導する。

## せつかくやるなら



## 避難訓練に付加価値をつける



25

## ② 避難訓練をする前に

- ① 一時避難先を決め、周知する
- ② 要支援者対応を決めておく
- ③ 安否確認用の名簿を用意する



### 防災委員の準備

#### 住民の準備

- ① 非常持ち出し袋の用意
- ② 避難できる服装、履物を用意する
- ③ 家具の転倒防止で避難経路を確保



27

## ① 避難訓練の目的は？

### 表面的には

避難先をおぼえる

### 本質的には

- ・準備行動を起こす契機
- ┌ 防災会としての準備
- └ 住民の準備後押し

・災害時の対応として十分かを考える機会

- ・やってみて…
- ・これじゃ不安だね
- ・このくらいの事は決めておこうよ

26

## ③ 一時避難所ですること

- ① 安否確認を指示し、結果を確認
  - ・不明者に対する処置、行動を指示
  - ・家屋被害などの聴取
  - ・行政との情報交換
- ② 次の避難先の決定
  - ・地域に留まるか、学校に移るか
  - ・避難所の様子の情報収集（満員？）

### 防災委員の活動



#### 住民のアクション

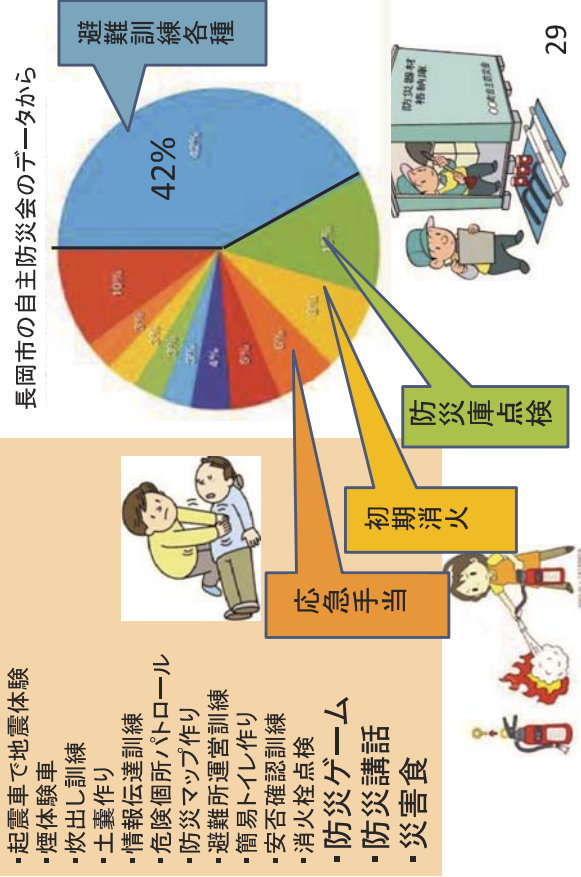
- ① 情報共有
  - ・何か起きた？ 被害は？
- ② 近隣住民の安否確認手伝い
- ③ 自身の、家族の安全が確保できるか考える



28



# 避難訓練以外には？



# 長岡で行われている訓練 II

訓練名	お薦め	特徴
防災マップ作り	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の高齢者を含めた様々な層が参加可能。</li> <li>自分たちの地域の災害リスクの確認可能。</li> </ul>
避難所運営		<ul style="list-style-type: none"> <li>必須な訓練だが、運営組織を持たない地区が多く、この訓練にチャレンジできない所多し。</li> </ul>
簡易トイレ作り		<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の困りごとのNo.1が自宅避難時のトイレ。</li> <li>現物を入れて備えて強心強いはず。</li> </ul>
安否確認		<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の重要アクションだが、避難訓練と併せて行う事を勧めます。</li> </ul>
消火栓点検		<ul style="list-style-type: none"> <li>地域消防団と連携し、初期消火訓練として。</li> <li>実際に放水は不可。手順の確認をする。</li> </ul>
防災ゲーム	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>クロスロードゲームでは中学生も参加</li> <li>DIGも全国的に行われているゲーム。</li> </ul>

# 長岡で行われている訓練 I

訓練名	お薦め	特徴
起震車体験	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震の怖さを身をもって体験。</li> <li>複数の町内で申しこむ。</li> </ul>
煙体験		<ul style="list-style-type: none"> <li>火事の際の避難方法を学ぶ。</li> <li>消火なども取り入れる多面的な訓練が望ましい</li> </ul>
炊出し	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>中高年の女性の参加も可能であり、全員参加の防災活動とできる。</li> </ul>
土嚢作り		<ul style="list-style-type: none"> <li>越水が頻繁に起こる地域において有効</li> </ul>
情報伝達	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前準備はそれなりに大変。</li> <li>情報伝達の問題発見も。レベル高いが有益！</li> </ul>
危険個所点検		<ul style="list-style-type: none"> <li>防災リーダーだけで実施するパターン</li> <li>住民参加で実施するパターン</li> </ul>

# 長岡で行われている訓練 III

訓練名	お薦め	特徴
防災講話	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>長岡市危機管理防災本部による講話 (長岡市の防災対策の説明がメイン)</li> <li>長岡市原子力安全対策室による講話 (原子力災害時の対応の説明がメイン)</li> <li>中越市民防災安全士会による講話 (地震対応/洪水対応/防災会基本など) いずれも40分程度の講話と質疑応答で1時間</li> </ul>
災害食	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の食を学ぶ</li> <li>カセットコンロを熱源としてご飯を炊き、カレーを作る</li> <li>40名程度が参加者の限度</li> <li>子供～お年寄り一緒に参加可能</li> <li>3時間ほど時間が掛かる</li> <li>食材や食器は地域で用意、が基本</li> </ul>

「お薦め」の○は筆者の主観によるものです。地域の事情などにより異なります。

# 安否確認と名簿

「安否確認」とは、ある人が、生存しているかどうか、どこにいてどうしているかなどを確認することを指します。

災害発生時に自主防災会として住民の安否を、換言すると「安否が確認できない人」をいち早く把握し、結果として不明者を確認する行為につながります。



「安否確認」は自主防災会での行為の他に、「災害時の企業での従業員の安否」を確認する意味でも使われます。

# 安否確認のツールとしての名簿



避難所受付の様子



消しこむ

# 安否確認の方法

訪問型	各世帯を個別に訪問し、安否を確認する	被害はありますか？
掲出型	タオルなどを玄関等に掲げ、無事であることを示す方法	
報告型	避難所等に行っこれらの無事を伝える	家族全員無事です。

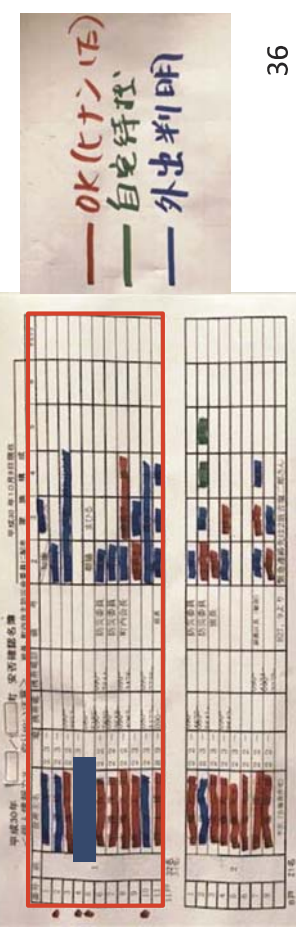
# 安否確認用名簿の事例

平成30年 安否確認名簿

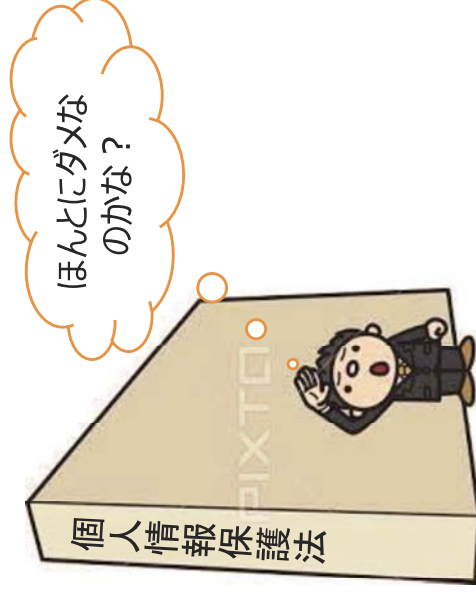
番号	姓	世界番号	電話	携帯電話 1	携帯電話 2	備考
1	●△ 宮	39-****	090-XXXX-XXXX	090-XXXX-XXXX	090-XXXX-XXXX	風い子
2	◇◇ 文雄	38-****	090-XXXX-XXXX	090-XXXX-XXXX	090-XXXX-XXXX	眞美 尚
3	●○ 裕	37-****	090-XXXX-XXXX	090-XXXX-XXXX	090-XXXX-XXXX	ミツ 美寿 明 美
4	●● 英	36-****	090-XXXX-XXXX	090-XXXX-XXXX	090-XXXX-XXXX	ナカ 睦長
5	◆◆ 和博	35-****	090-XXXX-XXXX	090-XXXX-XXXX	090-XXXX-XXXX	風江 文江 貴広長
6	●○ 勇児	34-****	090-XXXX-XXXX	090-XXXX-XXXX	090-XXXX-XXXX	ユリ 裕 優子
7	△△ 一昭	33-****	090-XXXX-XXXX	090-XXXX-XXXX	090-XXXX-XXXX	雄 雄子
8	◆◆ 佳子	32-****	090-XXXX-XXXX	090-XXXX-XXXX	090-XXXX-XXXX	隆子 優子
9	◇◇ 栄雄	31-****	090-XXXX-XXXX	090-XXXX-XXXX	090-XXXX-XXXX	洋子 晶子 正二

9戸 27名

避難行動要援者 ●○△◇ = 要援者 ●△◇○ = 要○要男



## 個人情報保護法の壁



37

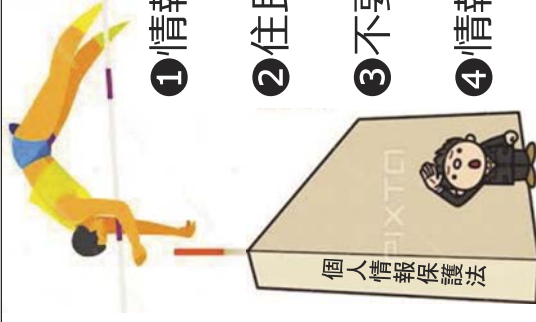
### 防災活動 活性化のための基本①

- 1、推進体制を整備する
  - ① 自主防災会の会長は3年以上任期に。
  - ② 住民の「中越市民防災安全大学」での学びを後押しし、防災後継者を育てる。
- 2、定期防災訓練の内容を決める
  - ① 必然性の高い訓練メニューを選ぶ
  - ② 極力続ける
- 3、地域における防災の位置付けを再確認する
  - ① 防災というよりまちづくりの視点で～高齢化
  - ② 大勢参加のための仕掛け

39

## 壁は越えられる

別紙印刷物を参照ください



- ① 情報の利用目的を説明する
- ② 住民の合意をとりつける
- ③ 不要な情報を集めない
- ④ 情報管理のルールを作り、守る

38

### 基本② 防災組織の工夫

幾つかのアイデア

- ① 町内3役あるいはそのOBを防災委員に。
- ② 女性を委員に迎える。目標3割。
- ③ 防災委員も3年以上頑張ってもらう
- ④ 町内の総会で防災計画を説明する。  
途中報告などで動きを報告する。
- ⑤ 老人会など町内の団体との連携をはかる。  
・平日中での災害対応は老人会のメンバーに依存せざるを得ない。

40

## 基本③ 継続すること

- 数年は同じメニューを継続する。
- 住民の意見を聞き、変更も視野に入れる
- 同じ時期に「恒例」化して実施する

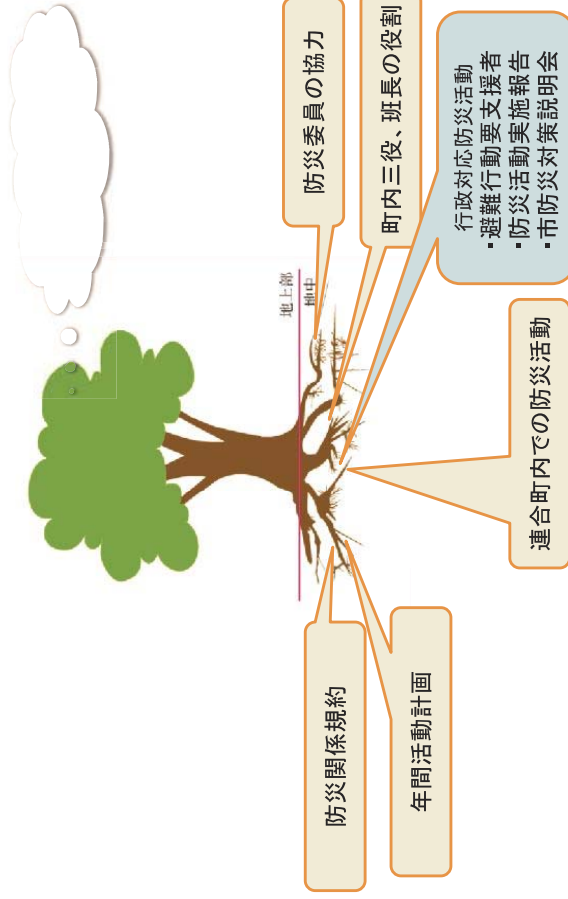


下条町(二)では春の総合、秋の応急手当・講話と定例化



豊田地区では連合防災組織で毎年8月の最終日曜に大掛かりな総合防災訓練を実施

## 防災のための多くの取り組み

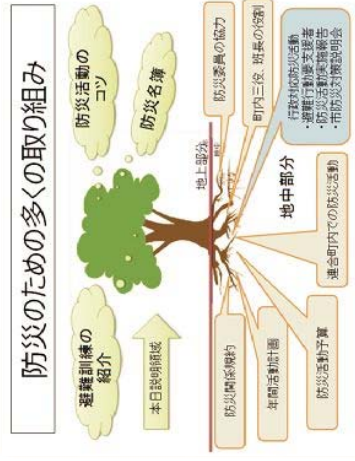


## 基本④ 助成制度を利用する

一人で悩まないで、他町内の情報など活用しましょう

- ① 自主防災会活動報償金
  - ・自主防災活動に対し、世帯数に応じて報償金を支給
- ② 市政出前講座 約30分
  - ・長岡市の防災対策について
  - ・長岡市の原子力安全対策について 等
- ③ 防災活動事例発表会等
  - ・長岡市の防災HPで資料をご覧ください
- ④ 地震体験車の派遣
  - ・2つの町内がまとまれば・・・
- ⑤ 消防による訓練指導
  - ・初期消火訓練など
- ⑥ 自主防災会活動アドバイザー派遣制度
  - ・少し難易度高いテーマに
- ⑦ 防災よろず相談
  - ・いつでもどうぞ
- ⑧ 安全士の派遣
  - ・基礎的な講話や心肺蘇生法の指導等

## 最後に～継続できる仕組みが大切



- ・実効を上げる防災活動にするには、沢山の取り組みが必要。
- ・とかく「実績づくり」のための「消化試合」となりがち。
- ・せつかくな「住民が自分の安全のために何をすべきか」を考えながら活動できる様に。

- 長丁場になりそうな「町内の防災活動活性化」を数年にわたり牽引するリーダーとリーダーを支える防災チームを編成する事が「急がば回れ」的な回答になるのでは。

終わります

## 質疑応答に移ります

- 期待していた内容との相違などのご意見、ご感想でも構いません。
- 時間が制約されています。  
全部の質問を受けられないかもしれません。
- ワークショップの時にテーブルを回ります。  
その時に質問を頂いてもかまいません。



- ・名簿整備は個人情報とかプライバシーとかで難しいのでは？
- ・そもそも名簿は何のために必要なの？
- ・自主防災会のこともよく理解できていないんだけど・・・

## 1、まず、「自主防災会の役割」を再確認してみましょう

- ①自主防災会は災害時の住民の生命の確保、安全確保が目的です。  
その為の準備や災害発生時の様々な活動を行います。
- ②最近、高齢化の進展の中で「避難行動要支援者対応」など活動の幅が広がっています。
- ③町内での取組みとして「防犯」というものもあり、平時の住民安全に取り組んでいますが、防災は「災害発生時」の対応です。 原発事故などの「事故対応」もありますね。

## 2、では、なぜ「災害時の住民名簿」なのでしょう？

- ①災害時の住民の安全確保、生命確保の確認を行う場合、「住民全員を漏れなく、しかも速やかに安全であることの確認」をしなければなりません。これが「安否確認」です。
- ②住んでいる町が5軒とか10軒であれば名簿は不要かも知れませんが、人数が増えると「速やかに精度の高い」安否確認をするには「名簿」などチェックのための資料が必要となります。これが「災害対応名簿」です。

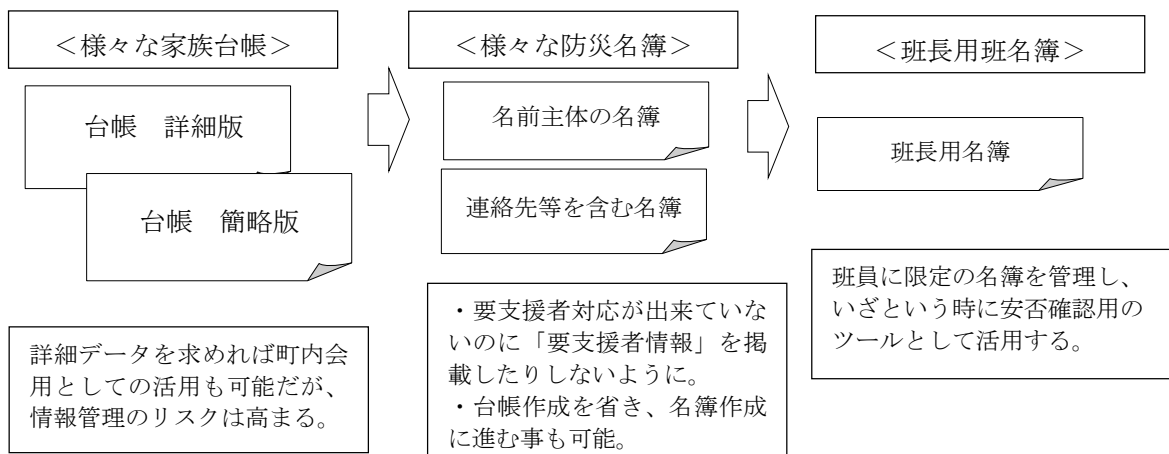
## 3、安否確認はどの様に行われるか？

- ①多くの町内では、災害時に住民の安否を確認するのは「班長」です。町内によって方法はまちまちですが、会長の指示により班長が自班の家庭を1軒ずつ回り、名簿に記載の住民が安全な状態にあるか、行方が不明かなどを確認し、結果を町内の防災本部に伝えます。
- ②安否確認の大切な役割は「不明～姿がみえず、行先が不明」な人の消息を掴むことです。住民からの聞き取りや、必要に応じて探索を行うこととなります。



## 4、様々な名簿と「名簿のための家族台帳」

- 名簿を作成するために「家族台帳」の提出を求める町内もあります。単なる氏名の情報に留まらず、「災害時に手助けが必要か」、「緊急の連絡先は」などの情報提供を依頼する地域もあります。
- 地域が台帳や名簿を使って何をやるかによって、それぞれの情報の量が変わってきます。



## 5、台帳や名簿を作成する際の注意事項

- 1) “個人情報保護法があるから名簿作りは無理”は「過剰反応」です。あわてずに考えましょう。
  - ・個人情報保護法は「名簿情報の転売や外部流出などによる事故」を防止する狙いで制定されたもの。
  - ・名簿や台帳の目的や使用制限を説明し、本人の同意のもと集めた情報を活用します。
- 2) 個人情報保護法を尊重しながら必要な情報を集め、整備しましょう。

①個人情報保護法に則り、住民の個人情報を扱うための原則は以下の2点です。

- ・本人の意思尊重 ・それぞれ事情があります。情報を出さない選択肢もあります。
- ・情報の管理 ・漏えいしないよう、他の用途に使われない様、しっかり管理できる様にします。

②この原則の上に組み立てられた法令面での義務は下の5項目です。

1) 利用目的の特定	何に使うのか、情報取得の目的を明示。それ以外には使いません。
2) 適正な情報取得	側聞や推測、不正な手段で取得してはならない。本人から得る。
3) 情報の安全な管理	情報の漏えいを防ぐために一定の管理の仕組みが必要です。
4) 第三者への提供制限	本人の同意なく第三者に情報を提供しない。
5) 開示・改訂要請対応	本人から情報の開示要求や改訂の連絡あった場合は対応します。

③これらを踏まえ、名簿などの情報をどう扱うかを町内の「情報管理規程」などに表しましょう。

3) 「名簿」「台帳」は安全確保のためのツールである事の認識を。

- ・名簿作りは目的ではありません。どの様にそれらの情報を使うかにこだわり、訓練等行動等につなげましょう。



## 6、全町内会長に回付されている「避難行動要支援者名簿」も一緒に考えよう！

- ・「避難行動要支援者名簿」は従来「秘匿」されるものでしたが、法令変更により、「支援する人」には名簿情報を開示することにより避難支援がスムーズに成される事が期待されています。
- ・市が毎年春に提供する「避難行動要支援者名簿」は、民生委員と行政とで作成したものです。町内に該当者の漏れが無いかの確認と必要に応じての追加は、町内が行う事になっています。
- ・「避難行動要支援者名簿」の整備ができれば「要支援者をどう支援するかの“個別計画”」策定が期待されています。易しい事ではありませんが、町内の事情を確認しながら推進しましょう。
- ・要支援者名簿の情報を「災害対応名簿」に入れ、安否確認者と支援者が協力して避難支援を行います。

＜ 困った時、疑問がある場合には相談して下さい ＞

私たち「中越市民防災安全士会」有志は名簿に関する皆様の相談に応じます。

- ・事務所に電話して下さい。 0258-77-3918（事務所運営は月、水、木、金の9時～17時）
- ・電話で日程・場所そして相談内容を決め、別途打合せを行います。
- 私たちは防災を学ぶ一般団体です。私達の学習の内容をベースにした相談対応であり、対応には限界があります。その場合はご容赦願います。